

市有財産（公用車）売却
一般競争入札要項
（令和7年10月）

橋 本 市

市有財産売却一般競争入札参加案内

- 1 売払い物件
- 2 入札の方法
- 3 入札参加資格
- 4 入札参加申込みの受付期間及び場所
- 5 申込みの方法
- 6 売払い物件の公開日時及び場所
- 7 入札受付日時・入札日時及び場所
- 8 入札に必要な書類
- 9 入札の留意事項
- 10 入札の無効事項等
- 11 入札の失格
- 12 入札の延期又は中止
- 13 開札
- 14 落札者の決定の方法
- 15 落札金額等の公表
- 16 契約に関する事項
- 17 入札保証金及び契約保証金
- 18 契約上の主な特約
- 19 売買代金の納付
- 20 その他

市有財産（公用車）を次の要領で売払います。

1. 売払い物件

【公用車】

物件 番号	種別 (メーカー名)	型 式	年式	走行距離(km)	車検満了日	最低価格 (税抜き)
1	普通積載車 (トヨタ)	KR-KDY270	H17	4,388 (R7.7.4 現在)	一時抹消済	50,000 円
2	軽四積載消防自動車 (ダイハツ)	TE-S210P	H18	2,659 (R7.7.4 現在)	一時抹消済	1,000 円
3	小型貨物車 (三菱)	KK-FE70EB	H14	373,789 (R7.3 月現在)	R7.9.27	1,000 円
4	軽貨物車 (スズキ)	GD-DA52V	H11	47,893 (R7.5.15 現在)	R7.5.25	500 円
5	軽貨物車 (ダイハツ)	EBD-S331V	H23	137,765 (R7.5.19 現在)	R7.5.23	500 円
6	軽貨物車 (三菱)	GBD-U62T	H25	220,234 (R7.8 月現在)	R9.8.8	500 円

※消費税及び地方消費税は含みません。

2. 入札の方法

一般競争入札による。

3. 入札参加資格

入札参加資格者は、日本国内に住民登録をしている個人及び日本国内で法人登録をしている法人とします。

ただし、次の事項に該当するものは、入札に参加することはできません。

- (1) 市税を滞納しているもの（市外在住者にあつては、当該者が住所を有する市町村の市町村税を滞納している者）
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市職員
- (3) 成年被後見人
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (5) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (7) 営業の許可を受けていない未成年であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者
- (9) 橋本市暴力団排除条例（平成23年橋本市条例第27号）第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員又は橋本市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成18年橋本市告示第169号）第2条第6号及び第7号の規定に該当する者
- (10) 橋本市における市有財産の売却に係る契約手続きにおいて次の事項に該当すると認められる者で、その事実があつた後、2年間を経過しない者
 - その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。
 - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - エ ア～ウのいずれかに該当する事実があつた後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (11) 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (12) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

4. 入札参加申込みの受付期間及び場所

- (1) 受付期間 令和7年10月1日(水) ～ 令和7年10月15日(水)
午前9時より午後5時まで ※ 土・日曜、祝日は受付しません。
郵送にて申し込みをする場合は、「特定記録、簡易書留、レターパック等」
の記録が残る方法にて令和7年10月15日(水) 午後5時**必着**とします。

(2) 受付場所

物件番号	受付場所	電話番号
1～6	〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号 橋本市役所 総務部 総務課 契約検査係（本庁舎2階）	0736-33-1218

- (3) 橋本市は、契約の相手方が暴力団等であるか否かについて和歌山県警橋本警察署又はかつらぎ警察署に意見を聴くことがあります。
- (4) 橋本市は、上記(3)の意見の聴取により得た情報を、当該契約以外の契約において、市が締結する契約について暴力団を利することとならない措置を講ずるために利用し、又は他の契約担当者、公営企業管理者及び病院事業管理者に提供することがあります。
- (5) 電話やファックスによる申込みはできません。

5. 申込みの方法

(1) 申込方法

入札参加者は、受付期間内に、一般競争入札参加申込書に必要事項を記入・押印（印鑑登録済の印鑑を使用）のうえ、「申込みに必要な書類」を添えて、受付場所へ提出してください。また、郵送にて申し込みをする場合は、「特定記録、簡易書留、レターパック等」の記録が残る方法にて受付期限最終日（令和7年10月15日（水）午後5時）必着とします。

なお、必要に応じ他の書類を提出していただくことがあります。

(2) 申込みに必要な書類（※ 複数申込みされる場合、②～⑦の書類は1部のみの提出で構いません。）

提出書類	法人	個人	備考欄	部数
①市有財産売却一般競争入札参加申込書	○	○	本市指定の様式	物件毎に1部ずつ
②誓約書	○	○	本市指定の様式	1部
③履歴事項全部証明書	○	△	入札日前の3ヶ月以内に発行されたもの(写し可)	1部
④印鑑証明書	○	△	入札日前の3ヶ月以内に発行されたもの(写し可)	1部
⑤住民票の写し	△	○	入札日前の3ヶ月以内に発行されたもの(写し可)	1部
⑥印鑑登録証明書	△	○	入札日前の3ヶ月以内に発行されたもの(写し可)	1部
⑦市税の完納証明書	○	○	入札日前の3ヶ月以内に発行されたもの(写し可) ※完納証明書を発行していない市町村について [法人の場合] 直近2年度分の法人市民税及び固定資産税の納税証明書又は直近2年度分の法人市民税及び固定資産税の非課税証明書 [個人の場合] 直近2年度分の市民税及び固定資産税の納税証明書（市民税が特別徴収等で完納証明書が発行されない場合も同様とする。）又は直近2年度分の市民税及び固定資産税の非課税証明書	1部

(3) 必要書類提出後

受付の期間中に提出された入札参加申込書及び提出された書類を審査し、入札参加資格を有すると認められた場合は、一般競争入札参加決定通知書を交付します。なお、提出された書類は返却いたしません。

6. 売払い物件の公開日時及び場所

物件番号	公開場所	公開日時	問合せ先
1～6	橋本市東家二丁目1番23号 橋本こども園裏駐車場	令和7年10月 1日（水）から 令和7年10月23日（木）まで	総務課 契約検査係 0736-33-1218

※1. 時間はいずれも、午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）です。

（土・日曜、祝日を除く）

※2. 希望者は、事前に「0736-33-1218（総務課 契約検査係）」まで連絡してください。

7. 入札受付日時・入札日時及び場所

（1）入札受付日時及び場所 令和7年10月24日（金） 午後1時30分から
橋本市役所 北別館入札室入口

（2）入札日時及び場所

物件番号	入 札 月 日	入 札 時 間	入札場所
1	令和7年10月24日（金）	午後2時00分	橋本市役所 北別館入札室
2	令和7年10月24日（金）	午後2時20分	
3	令和7年10月24日（金）	午後2時40分	
4	令和7年10月24日（金）	午後3時00分	
5	令和7年10月24日（金）	午後3時20分	
6	令和7年10月24日（金）	午後3時40分	

※入札時間は、入札参加状況により変更する場合があります。また、災害その他やむを得ない理由により、入札が延期または取りやめになる場合や、入札参加人数により入札場所が変更になる場合がありますので、必ず受付け後に送付する一般競争入札参加決定通知書にてご確認ください。

8. 入札に必要な書類

（1）入札書（指定様式を使用してください。）

（2）一般競争入札参加決定通知書

（3）委任状（代理人の場合）

添付の指定様式を使用し、委任者の押印は印鑑登録された印鑑を使用してください。

（4）運転免許証等（本人と確認できるもの）

9. 入札の留意事項

（1）入札には、本人又は代理人が出席して、入札書を提出してください。郵送による入札書の提出は、認めません。

（2）入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名）を記入し、押

印して、最低売却価格以上で希望する買取り金額を記入してください。（消費税及び地方消費税は含みません。）

- (3) 入札書に押印する印鑑は、入札参加申込時に提出された印鑑証明書の印影と同じ印鑑を押印してください。代理人に委任される場合は、委任状に押印された代理人の印影と同じ印鑑を押印してください。
- (4) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。なお、代理人は2人以上の入札者の代理となることはできません。また、入札者は、他の入札の代理人になることはできません。
- (5) 入札時間に遅れたときは、入札に参加できません。
- (6) 提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (7) 入札室への入室は、一申込みにつき1名といたします。

10. 入札の無効事項等

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札の参加資格のないものがした入札
 - (2) 入札参加者が一物件に2以上の入札をしたとき
 - (3) 委任状を提出しない代理人がした入札
 - (4) 所定の入札書によらない入札
 - (5) 入札者又は代理人の記名押印のない入札
 - (6) 入札者の印鑑が登録したものと違ったとき
 - (7) 入札金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明な入札
 - (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
 - (9) 入札に関し、担当職員の指示に従わなかったものの入札
 - (10) 入札に関し不正の行為があったとき
 - (11) その他入札に関する条件に違反したとき
- ※ なお、入札の当日に出席しなかったもの又は入札執行時刻に遅刻したものは、棄権したものとみなしますので、開札の結果について異議を申し立てることはできません。

11. 入札の失格

次の各号のいずれかに該当するものは、失格とします。

- (1) 最低売却価格未満の入札を行ったもの
- (2) 公告において示した事項に違反した入札を行ったもの

12. 入札の延期又は中止

入札の執行前において、不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他実施が困難な事由が生じたときは、入札の執行を延期、又は中止します。

13. 開札

開札は、入札場所において、入札終了後、直ちに入札者を立ち会わせて行います。

14. 落札者の決定の方法

落札者は、最低売却価格以上の額で最高の価格をもって有効な入札を行ったものといたします。最高の価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじを引かせ、落札者を決めます。この場合、くじは辞退できません。

開札の結果、最高入札金額が最低売却価格に達しないときは、入札はなかったものとします。

15. 落札金額等の公表

落札金額、落札者は入札後、入札会場にて口頭で発表します。

16. 契約に関する事項

- (1) 落札者は、落札決定の日から7日以内（土日祝日を除く。）に本市仕様「市有財産売買契約書」により売買契約を締結するものとします。落札者が期間内に契約を締結しないときは、その落札は無効となります。
- (2) 落札者は、入札後売却物件について一般競争入札参加案内等に記載した内容その他の事項が実地に符号しないこと又は契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は売買代金の減額の請求をすることができないものとします。
- (3) 落札者（個人の場合に限る。）は、契約締結時に次の書類を提出してください。
 - ア 身分証明書（本籍地の市町村で発行）
 - イ 登記されていないことの証明書（東京法務局で発行）いずれも、契約締結日の3ヶ月以内に発行されたものとします。

17. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除とします。
- (2) 落札者は契約締結時までに売買代金の100分の10以上の契約保証金を現金で納付しなければなりません。契約保証金には利息を付さないものとします。
ただし、売買代金が契約時に全額納付される場合は、契約保証金を免除します。

18. 契約上の主な特約

売払い物件の売買契約には、次の特約を付します。

- (1) 落札者は、契約締結後7日以内（土日祝日を除く。）に名義変更（抹消登録）等の手続きを行い、手続きが完了したことを証する証明書を市に提出してください。なお、名義変更（抹消登録）等に係る諸経費は、落札者の負担となります。また、リサイクル料金については預託済みであり、売買代金に含むものとします。

- (2) 売払い物件の引き渡しは、売買代金全額の納付と名義変更（抹消登録）等の完了を確認した後、売払い物件の公開場所にて現況有姿のまま引き渡すものとします。引き渡し後、発生した不具合や故障及び発見されたキズ等については、市は一切の責任を負いません。

なお、物件の引渡しの際は、その日時を事前に下記の問い合わせ先まで連絡してください。

- (3) 公開後、発生した不具合や故障及び発見されたキズ等については、市は一切の責任を負いません。
- (4) 落札者は、車両に表示されている文字、マーク等をすべて消去し、消去されたことが確認できる写真を市に提出してください。

19. 売買代金の納付

落札者が入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を売買代金とし、契約締結の日から30日以内に納付していただきます。この売買代金には契約保証金を充てることができるものとします。

20. その他

- (1) 入札日から本契約の締結日までの間に「3. 入札参加資格」を満たさなくなった者とは契約を締結しません。
- (2) この一般競争入札参加案内に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び橋本市契約事務規則、橋本市会計事務規則の定めるところにより処理します。

※入札等の詳細については、下記までお問い合わせください。

〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

橋本市総務部 総務課 契約検査係

TEL：0736-33-1218